

令和6年度福島県魅力あふれる保育環境づくり支援事業補助金 二次募集要項

1 趣旨

県は、幼児教育・保育環境の改善を図り、質の高い保育を提供することを目的として、県内で幼児教育・保育環境の改善を図る保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を除く。）、幼稚園（以下「保育所等」という。）に対し、福島県魅力あふれる保育環境づくり支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、補助金を交付します。

2 補助対象となる事業の要件

事業の要件等については、福島県魅力あふれる保育環境づくり支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）を御確認ください。

3 事業実施期間

交付決定の日から令和7年3月31日までとします。

4 補助対象経費

(1) 補助対象経費

工事請負費、原材料費、需用費（消耗品費）、備品購入費を補助対象とします。

主な補助対象経費の例については、実施要領の別表を御確認ください。

(2) 留意事項

幼児教育・保育環境の改善に直接必要な経費を対象とし、保育所等の運営に係る経常的な経費は対象外とします。

5 補助率及び補助金額

(1) 補助率

3分の2

(2) 補助基準額

1施設あたり100万円

(3) 交付額（※補助上限額）

1施設あたり66万6千円

(4) 留意事項

ア 補助基準額（100万円）と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、補助率（3分の2）を乗じて得た額を交付額とします。

イ 補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

6 応募手続き

(1) 募集期間

令和6年7月10日(水曜日)から令和6年7月26日(金曜日)まで

※ 採択状況によっては、追加募集を行う場合があります。

追加募集の実施の有無については、県子育て支援課のホームページでお知らせします。

(2) 応募書類

- ア 事業計画書(別紙1)
- イ 収支予算書(別紙2)
- ウ 誓約書(別紙3)
- エ 応募書類チェックリスト

(3) 提出方法

下記提出先へ電子メール又は郵送により提出してください(ファクスや持参による提出は不可とします)。

【提出先】

福島県子育て支援課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号(西庁舎6階)

電子メール kosodate@pref.fukushima.lg.jp

電話番号 024-521-7174

7 審査

(1) 採択事業の決定

提出された応募書類について、下記審査基準に基づき県が審査を行い、募集終了の日から起算して3週間以内に採択の可否を判断し、応募者へ通知します。

なお、次に掲げる事項に該当する場合は不採択となりますので、あらかじめ御了承ください。

- ア 応募書類の内容が、交付要綱、実施要項及び当募集要項の規定に適合しないもの
- イ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) 審査基準

審査基準は次のとおりとします。

全体の6割以上の評価点を得た事業の中から、点数の高い順に採択します。

ア 事業の効果

- ・事業実施により具体的な効果、成果が期待できるか

イ 事業の実現性

- ・事業内容は、具体的かつ実現可能なものであるか

ウ 経費積算の妥当性

- ・補助対象経費の積算は、事業内容に見合うものであるか

エ 補助事業終了後の継続性

- ・補助事業終了後も環境改善を行ったものを子どもの「遊び」に活用していくことができるか

(3) 採択結果の公表

審査の結果、採択となった場合は、施設の名称及び所在地（市町村名まで）を県のホームページ上で公表します。

8 補助事業の実施

- (1) 補助事業として採択された場合は、交付要綱に基づき、県が指定する日までに交付申請書を提出していただきます。

後日、交付決定通知書を送付しますので、当該通知書が発出された日（交付決定日）から補助事業に着手することができます。

- (2) 原則として、補助事業の完了後、実績報告書の内容や補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書等）を確認した上で、補助金を交付します。

ただし、事業の遂行上必要があると認められる場合は、事業の進捗状況に応じて、概算払により補助金を交付します。

9 その他

- (1) 本補助金と国又は県の補助金とを併用することはできません。
- (2) 採択された事業が、国内外から寄せられた寄附金をもとに造成された「福島県東日本大震災子ども支援基金」により実施されている旨を広報媒体（チラシやポスター、SNS、ホームページ等）に掲載してください。